

## 取手地方広域下水道組合告示第 40号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により取手地方広域下水道事業計画を変更しようとするので、同法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに取手地方広域下水道組合に意見書を提出することができる。

令和7年11月13日

取手地方広域下水道組合

管理者 中村修

1 事業計画の名称

取手地方広域下水道事業計画

2 変更に係る予定処理区域

特になし

3 工事の予定年月日

昭和56年3月5日から令和9年3月31日

4 変更に係る事項

主要な管きょの変更

5 縦覧場所

〒302-8558 取手市小文間173

取手地方広域下水道組合 水再生課

6 縦覧期間

令和7年11月17日から令和7年12月1日まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案について意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記6の縦覧期間満了の日までに、上記5の場所に提出してください。